

現行定款の公告の方法とは別に貸借対照表の公告方法を定める場合の記載例

(公告の方法)

第〇〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※下線部の記載例については以下の公告方法別の記載例を参照。

公告方法	記載例	備考
官報に掲載	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。	官報への掲載は有料です。 詳しくはお近くの官報販売所にお尋ね下さい。
日刊新聞紙に掲載	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。	日刊新聞への掲載は有料です。 詳しくは新聞社等にお尋ね下さい。
電子公告	<p>【記載例 1：法人のホームページに掲載する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p> <p>【記載例 2：「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」に掲載する場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</p> <p>【記載例 3：公告方法を法人のホームページとするとともに、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法を定める場合】 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</p>	電子公告を選択する場合は、約 5 年間継続して公告し続ける必要があります。
主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示	ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。	利害関係者のみならず、広く市民が、主たる事務所において容易にアクセスできる状態にあることが必要です。 また、掲示場に掲示して公告する場合は、その開始後 1 年を経過する日まで公告し続ける必要があります。

(注1) 以下のように、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、

- ① 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法第 31 条の 10 第 14 項)
- ② 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法第 31 条の 12 第 4 項)については、**定款で選択した方法とは別途、官報に掲載して行う必要があります。**

【記載例】 第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

(注2) 以下のように複数の公告方法を選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款を見ただけではどちらの方法で公告されているか明らかでないため認められません。

【記載例】 第〇条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。